



教小第841号
令和6年3月29日

各市町村教育委員会教育長
各教育事務所長 } 様

小中学校人事課長

「高齢者部分休業の運用について Q & A（改訂版）」の送付について（通知）

「高齢者部分休業の運用について Q & A（改訂版）」を別添のとおり作成しましたので、貴管内小中学校等の県費負担教職員全員に配布していただき、高齢者部分休業への制度理解に御活用いただきますようお願いいたします。

担当 人事・学事・働き方改革担当 橋本
電話 048-830-6937

高年齢者部分休業の運用について Q & A (改訂版)

令和 6 年 3 月

小中学校人事課

Q 1 高年齢者部分休業の取得可能年齢や申請・承認等の流れについて知りたい。

A 1 高年齢者部分休業は 60 歳に達した職員が定年後引き続き勤務する際に取得できる制度であり、市町村教育委員会が定める日までに申請することとなっております。

申請後、服務監督権者が校務の運営に支障がないと認める場合に承認されます。承認については、年度単位となります。また、取得可能時期については、60 歳に達した日後の 4 月 1 日から、定年退職日までの間となります。

Q 2 高年齢者部分休業と定年前再任用短時間の違いは何か。

A 2 「高年齢者部分休業制度」は、常勤職員の身分のまま、原則として、その勤務時間の半分以上を上限として休業することができる制度であり、勤務しない時間について給与が減額される制度である一方、「定年前再任用短時間勤務制」は、いったん常勤職員を退職した上で、非常勤職員に再任用されるため、短時間勤務の再任用職員の給与が支給される、という違いがあります。

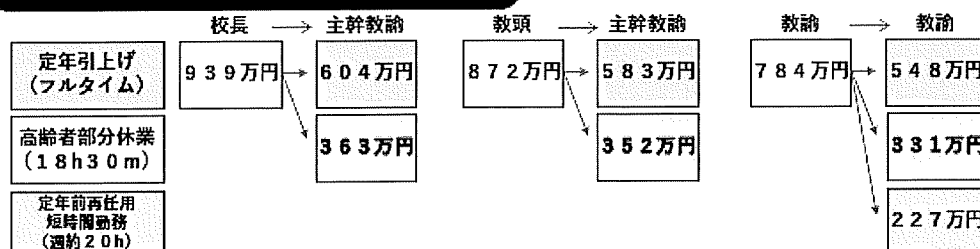
Q 3 高年齢者部分休業の給与の取扱いはどうなっているか。

A 3 休業時間に応じて減額して支給となります。

Q 4 高年齢者部分休業と定年前再任用短時間勤務の給与はどの程度か。

A 4 教諭（2 級）の者が 60 歳を迎える年に一度退職し、定年前再任用短時間勤務の週 19.375 時間を選択した場合（①）と定年を引上げし高年齢者部分休業を週 18 時間 30 分取得した場合（②）について比較した場合、①については、年収約 227 万円、②については、年収約 331 万円となります。

働き方（任用形態）別の年収イメージ（モデル）



Q 5 高齢者部分休業を取得した場合、後補充は配置されるのか。

A 5 全ての勤務形態において後補充を配置いたします。後補充については、休業時間・職務内容を勘案し、定数措置または会計年度任用職員の措置をもって行います。

Q 6 高齢者部分休業の職員を2名配置合わせて、後補充にフルタイム勤務職員を1名配置できるか。

A 6 高齢者部分休業の後補充については、原則、会計年度任用職員（非常勤職員）を充てることとしております。しかしながら、同一校2名の高齢者部分休業の職員による勤務パターンの組合せで1名分となる場合（中学校では同一教科による）は、フルタイム1名を補充できます。同一校2名で組み合わせて1名分の高齢者部分休業取得者が出る場合は、速やかに市町村教育委員会に相談してください。

Q 7 高齢者部分休業を取得した場合、年次休暇の付与日数を変更する（減ずる）こととなるのか。

A 7 高齢者部分休業を取得した場合の年次休暇の付与日数は、育児に係る部分休業を取得した場合と同様に、変更とはなりません。

Q 8 育児に係る部分休業とは異なり、休業期間中の日ごとの取消や変更（休業時間を勤務時間に変更する）もできないことを規定することが必要と考えるが、この考え方でよいか。

A 8 日ごとの休業の取消や短縮、延長は基本的に想定しておりませんが、学校行事等で休業を取り消すなど、やむを得ない場合においては、日ごとの休業の取消や変更等ができるものとします。

Q 9 高齢者部分休業に引続き、年次休暇等を取得する場合は、高齢者部分休業を取り消す必要があるのか。

A 9 部分休業は、その前後に勤務することを前提として認められるものであるため、1日単位を含め、高齢者部分休業の前後に引き続いて年次休暇等を取得する場合、当該高齢者部分休業は取り消す必要があります。

Q 10 例えば、水曜日は1日勤務日、木曜日に終日高齢者部分休業を承認されている職員について、学校行事との兼ね合いで、水曜日の勤務と木曜日の高齢者部分休業を入れ替えることは可能か。

A 10 当該職員の意思に反するものでなければ、所属長の判断で入れ替えることは可能です。ただし、1週間当たりの高齢者部分休業の時間が勤務時間の1/2を超える時間とならないよう御留意ください。

Q 11 高齢者部分休業を承認されている職員について、週休日に勤務を命ずることは可能か。
また、勤務を命じた週休日に高齢者部分休業を取得できるか。

A 11 週休日に勤務を命ずることができます。

ただし、高齢者部分休業は、年度単位で包括的に承認する運用を想定しており、
勤務を命じた週休日に高齢者部分休業を承認することはできません。

Q 12 週休日の振替（１日）を行った際、振替を行う日に高齢者部分休業が既に承認されている場合、当該高齢者部分休業を取り消すこととなるのか。

A 12 週休日の振替（１日）を行う日に既に高齢者部分休業が既に承認されている場合は、当該高齢者部分休業を取り消すこととなります。

Q 13 ４時間の勤務時間の割振り変更を行った際、４時間の勤務時間の割振り変更を行う日に高齢者部分休業が既に承認されており、それらの時間が重複する場合、当該高齢者部分休業を取り消すこととなるのか。

A 13 ４時間の勤務時間の割振り変更を行う日に既に高齢者部分休業が既に承認されており、それらの時間が重複する場合は、当該高齢者部分休業を取り消すこととなります。

Q 14 高齢者部分休業の時間帯の兼職・兼業については、どのように考えるのか。

A 14 職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合、職員の勤務する学校及びその関係者と密接な利害関係があり、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合、その他学校職員として妥当でないと認められる場合のいずれかに該当をするものと認めるときを除き、市町村教育委員会の判断で承認又は許可することができます。

Q 15 管理職は高齢者部分休業を承認できないという考え方でよいのか。

A 15 特例任用として、管理職として任用された場合は、高齢者部分休業を取得できません。